

日本沿岸域学会「行動規範」

平成19年6月5日 理事会承認

平成19年7月6日 総会承認

背景

法令遵守を含む研究者、技術者等の行動は、単に個人的な側面だけでなく組織全体のマネージメントの側面からも重要な課題になって来ている。昨今、学術の世界における不祥事の発生に鑑み、研究者、技術者等の行動に対しても世間の厳しい目が向けられている。この様な状況に鑑み、日本沿岸域学会においても、会員各位に節度ある行動の重要性を再認識して頂き、不祥事などの発生を未然に防止する措置を講じる必要がある。また、組織のマネージメントの一環として、具体的に行動規範を定め、それを公表して組織の意思を明確に表明する必要がある。とりわけ、今回は日本学術会議から本学会に対しても行動規範の制定の要請があったことを契機に、本学会としても従来からその必要性を痛感していた行動規範をここに定めることとした。

前文

我が国は、複雑な自然的特性を持った長い海岸線を有する島国である。このため、我が国の沿岸域は、陸域と海域とのインターフェースの役割を果たす第三の国土空間を形成している。この国土空間は、国民と国家にとっての貴重な資源であり、財産でもある。

本学会は、この国土空間を国民と国家にとって真に価値ある空間として、利用・保全のあり方を研究する使命と責務を有している。このため、自然科学系、社会科学系、人文科学系を含めた学際的な取り組みが不可欠であることに鑑み、学界、官界、産業界等から領域を超えた専門家や科学者が結集し複眼的視野から研究を進めている。その成果は、優れた自然景観、多様な生物の生育、人と海とのふれあいの場づくり等の側面に応用され、豊かな国土空間の形成に貢献してきた。

また、海洋基本法においても、沿岸域の総合的管理の重要性が位置づけられ、今後、本学会が果たすべき責務と役割は益々大きくなっている。このような新たな環境の中で、国民と国家の期待に応えていくためには、学会活動の充実に加えて会員一人一人の高い見識と自己を律する行動が堅持されなければならない。かかる観点から、本会会員が負うべき責務としての行動規範を定めるものである。

行動規範

日本沿岸域学会の会員は

(責任と行動)

- ① 自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして人類の福祉と安寧の向上、地球環境の持続性に貢献するという責任を自覚し、研究遂行やその公表を含め社会において常に正直、誠実に判断し、行動する。

(自己の研鑽)

- ② 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

- ③ 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。

(法令の遵守)

- ④ 研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(他者との関係)

- ⑤ 他者の成果を適切に評価、批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(利益相反)

- ⑥ 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

以 上